

中土佐町公告第1号

公募型プロポーザルの執行について

中土佐町ふるさと納税返礼品等管理委託業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和5年1月23日

中土佐町長 池田 洋光

1. 業務名

中土佐町ふるさと納税返礼品等管理委託業務

2. 業務の目的

別紙「中土佐町ふるさと納税返礼品等管理委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとす。

3. 業務の内容

別紙、仕様書のとおりとす。

4. 見積限度額

本業務に係る委託料率 寄附金額の10%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）ただし、「ポケットマルシェ」のサイトの申込みフォームを経由し、ふるさと納税として支払われた寄附金額については、委託料の計算から除く。

5. プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| (1) 募集要領等の公表日（公告日） | 令和5年1月23日（月） |
| (2) 質疑応答受付期限（様式1） | 令和5年1月27日（金）12時まで |
| (3) 質疑回答期日 | 令和5年2月1日（水）12時まで |
| (4) 参加表明書の提出期限（様式2） | 令和5年2月3日（金）12時必着 |
| (5) 企画提案書の提出期限（様式3、4、5、6） | 令和5年2月17日（金）12時必着 |
| (6) プロポーザル実施日 | 令和5年2月21日（火） |
| (7) 審査結果通知書発送（様式7、8） | 令和5年2月22日（水） |
| (8) 委託業務契約締結予定日 | 令和5年3月17日（金） |
| (9) 委託業務履行期間 | 別紙仕様書のとおりとす。 |

6. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 中土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年中土佐町規則第26号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること。
- (3) 各種町税を滞納していないこと。
- (4) 中土佐町内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者。
- (5) 法人格を有している団体であること。※宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能な者であること。

7. 連絡先及び提出先

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼6663番地1

中土佐町役場 まちづくり課（ふるさと納税係）

電話：0889-52-2365

FAX：0889-52-2013

電子メール：machi@town.nakatosa.lg.jp

8. 質疑等

本事業に関する質疑については、質問書（様式1）を下記の方法により受付し、回答作成後に中土佐町ホームページにて公表する。

- (1) 提出方法 電子メールとする。（電話及びFAXは不可）

送信先：machi@town.nakatosa.lg.jp

（件名は「中土佐町ふるさと納税返礼品等管理委託業務に関する質問」とすること）

- (2) 提出期限 令和5年1月27日（金）12時まで
- (3) 回答期日 令和5年2月1日（水）12時まで

9. 参加の表明

プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式2）
- (2) 提出期限 令和5年2月3日（金）12時必着

10. 提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出するものとする。なお、企画提案書は各者1案とする。

(1) 提出書類

①提案書鑑文（様式3）

提案書一式（サイズは原則A4サイズとする。表現上の不都合がある場合はA3も可。）

②経費見積書（様式4）

③会社等概要書（様式5）

④登記簿謄本又は登記事項全部証明書

⑤各種町税滞納調査に関する同意書（様式6）

(2) 提出部数

1部（上記①から⑤までを1冊の提案とし、1部を紙ファイルで提出）

加えて、電子データを電子メールで提出すること。

(3) 提出期限

令和5年2月17日（金）12時必着

1.1. 企画提案に対する評価

(1) 企画提案者プレゼンテーション及び評価の実施

実施日 令和5年2月21日（火）

(2) 実施方法

①プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

②プレゼンテーションによる企画提案書の説明は15分以内（準備時間は除く。）とする。

③プレゼンテーション後の評価委員からの質疑は15分程度とする。

1.2. 審査基準

別紙、審査要領のとおりとする。

1.3. 委託候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案者を委託候補者として選定し、結果については結果通知書（様式7、8）を発送する。なお、ホームページでも公表する。

1.4. 契約に関する留意事項

(1) 委託候補者に選定された応募事業者は、本事業に係る第1順位の契約交渉権を得るものである。

(2) 町は第1順位の契約交渉権を得た事業者と契約交渉を行い、合意に達した場合、提出された経費見積書の範囲内で契約を締結し、当該事業者を正式な委託事業者とする。

(3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、町は次順位の者を繰り上げの契約交渉を行い、所定の手続きを進める。

(4) 契約締結後、受託事業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、町は契約を解除することができるものとする。この場合、町は次順位の者を繰り上げのうえ、契約交

渉を行い、所定の手続きを進めることができる。なお、失格事項は次のとおりとする。

①提案書の提出期限等、所定の期限に遅れた場合

②本要領及び仕様書違反、提案書（参考見積額含む）と異なる対応をした場合

(5) 契約保証金は免除する。

1 5. 参加に際しての留意事項

(1) 提案書の作成等に要する費用は、提案事業者の全額負担とする。

(2) 提案書は返却しない。

(3) 本事業に関連する知的財産権は、町に帰属する。契約期間満了後も町が無償で使用できること。業務上の必要により使用する場合は、受託事業者の承諾を得るものとする。

(4) 受託者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。